

企 業 局

令和6年(2024年)8月26日調製

定例会提出予定案件資料

1 令和5(2023)年度函館市公共下水道事業会計剰余金の処分について

(1) 概要

令和5(2023)年度函館市公共下水道事業会計で生じた以下の剰余金の処分について、議会の議決を求める。

ア 資本的収支不足額の補てんに使用した未処分利益剰余金

(2) 未処分利益剰余金の処分

今回の処分対象となる未処分利益剰余金1,211,198,157円は、令和5(2023)年度函館市公共下水道事業会計の資本的収支不足額の補てんに既に使用したものであり、補てん財源として使用可能な未処分利益剰余金と区別するため、資本金に組み入れるものである。

(3) 根拠規定

地方公営企業法第32条第2項